



事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 29 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
及び「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」
の正誤表の送付について

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 31 年 3 月 12 日付け医政発 0312 第 7 号厚生労働省医政局長通知）及び「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知）の一部を別紙の通り訂正します。また、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」別表 2 及び別表 9 については、別添の通り訂正を反映しております。これらについて、貴管下関係医療機関等へ周知願います。